

## [事案 2022-97] 転換契約無効請求

・令和5年3月15日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成29年5月に介護保険から組立型保険に転換したが、以下の理由により、転換契約を無効にしてほしい。

- (1)募集人に対し、転換前契約と同額以下の保険料で、貯蓄型の積立保険への切り替えをしたいとの希望を伝えたところ、それが可能だと説明された。
- (2)その後、募集人から掛け捨ての死亡保険らしき保険の説明を受けたが、その様な保険に入るつもりはないと断り、希望に合った保険の提案を求めたところ、募集人から、10年以内に死亡すれば死亡保険金300万円が支払われ、10年以内に死亡しなかった場合は満期保険金300万円が支払われる内容の保険であると説明を受けたため契約した。しかし、本契約は掛け捨ての保険であった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、転換の際、掛け捨てではないものにしたという申立人の意向に対し、貯蓄性の高い養老保険は取扱いが無いことを説明したうえで、比較的貯蓄性のある本契約を提案した。
- (2)募集人は、設計書を用いて十分な説明をしており、10年満期で300万円受け取れるというような説明はしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。